

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則

1. 案内情報

- 手続名 : 整備規程の変更の認可
手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第14条第1項
手続対象者 : 整備対象物件を製造する者
提出時期 : 物件ごとに異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
提出方法 : 申請書を物件を製造する事業場の所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。
手数料 : 1件につき88,000円
添付書類・部数 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第14条第2項に規定する書類（詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。）
申請書様式 : 整備規程変更認可申請書（第八号様式）
記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

さ

2. 窓口情報

- 提出先 : 事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
地方運輸局等の所在地は、別紙の地方運輸局等一覧をご参照下さい。
受付時間 : 地方運輸局等一覧に記載しております。
相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- 審査基準 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則
標準処理期間 : 90日。物件等により異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。

整備規程変更認可申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

年 月 日に認可を受けた整備規程について、下記のとおり変更したいので、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第14条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由